

# 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：生活保護費 目：生活保護費

## 事業名 被保護者健康管理支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3451)

E-mail : c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,420 千円 (前年度予算額： 2,500 千円)

### <財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,500	1,875	0	0	0	0	0	0	625
要求額	2,420	1,815	0	0	0	0	0	0	605
決定額	2,420	1,815	0	0	0	0	0	0	605

### 2 要求内容

#### (1) 要求の趣旨（現状と課題）

生活保護受給者は多くの健康上の課題を抱えていることから、健康や生活の質の向上等を図る必要がある。そのため、保健師や栄養士等が保健指導を行うことにより生活習慣病の重症化予防、頻回受診の適正化、健康課題に対する解決を図る。

#### (2) 事業内容

生活保護受給者の中から20名を選定し、次のことを実施する。

- ・保健師や栄養士等による生活習慣病に関する保健指導（食事・運動等の生活習慣の改善指導）
- ・保健指導による重症化予防、医療機関の受診勧奨
- ・レセプトデータ等に基づく健康状況分析（糖尿病患者のグループ化・分析、ステージごとの階層化等により対応すべき健康課題の状況把握・分析）

なお、事業は「現状・健康課題の把握」「事業企画」「事業実施」「事業評価」「事業報告」の5段階で実施する。

### (3) 県負担・補助率の考え方

生活困窮者自立支援事業費等負担金の対象事業 国庫負担 3／4  
(生活保護法第75条第1項に基づく国庫負担事業)

### (4) 類似事業の有無

なし

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	2,420	事業実施、事業評価等に係る専門業者への委託
合計	2,420	

### 決定額の考え方

--

## 4 参考事項

### (1) 国・他県の状況

生活保護法第55条の8に基づき、すべての県が事業を実施する必要がある。

### (2) 後年度の財政負担

生活保護法に基づき、次年度以降も継続的に事業を実施する。

### (3) 事業主体及びその妥当性

県は、生活保護法に基づき町村分の生活保護の実施を所管しており、町村の生活保護受給者に係る被保護者健康管理支援事業は県が実施しなければならない。

# 事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

#### ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

保健師等の専門家が健康に関するデータ等に基づき、健康課題を有する生活保護受給者に対する保健指導等を行うことで、生活習慣病の重症化予防、頻回受診の適正化等、健康課題の解決を図る。

令和7年度は、生活習慣病等の重症化等の課題を抱える生活保護受給者20名を対象に、専門家による保健指導（生活習慣の改善等）を行う。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標	達成率
①専門家による個別指導人数（延べ人数）	(R元) 0名	70名	90名		(R7) 90名	77.8%
②専門家による個別指導人数（延べ人数）	(R7) 1815			20名	(R12) 100名	—
	1815			20名	100名	—

### (これまでの取組内容と成果)

令 和 4 年 度	生活保護受給者のうち糖尿病患者等の20名に対して保健指導を行った。
	指標① 目標：30名 実績：30名 達成率：100%
令 和 5 年 度	生活保護受給者のうち糖尿病患者等の20名に対して保健指導を行った。
	指標① 目標：50名 実績：50名 達成率：100%
令 和 6 年 度	生活保護受給者のうち糖尿病患者等の20名に対して保健指導を行った。
	指標① 目標：70名 実績：70名 達成率：100%

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	生活保護受給世帯は、その8割が何らかの疾病により医療機関を受診しており、傷病・障害者世帯も全体の約4分の1を占め、若年者を含めて医療を必要とする方が多い。一方、一般世帯と比較して、適切な食事習慣が確立されている世帯の割合が低いなど、健康に向けた諸活動が低調であると考えられる(厚労省調べ)。 生活保護法に基づき、本事業により健康管理に対する支援を行うことで、被保護者の健康の増進や生活の質の向上を図ることが必要である。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
(評価) 3	保健師等による保健指導に同席することで、ケースワーカーによる生活保護受給者に対する生活指導のスキルアップを図る。 業者に納品させる報告書に記載された指導内容と指導結果、及びその評価を活用することで、指導対象者以外も含むすべての生活保護受給者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する。 また、当該報告書については、町村に提供することで、健康づくりに向けた支援に活用していただく。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
(評価) 2	継続支援が必要な個別指導対象者については、担当ケースワーカーへ引き継ぐため、各県福祉事務所に対し本事業についての説明会を実施した。

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

健康課題の類型ごとに、適切な保健指導等を実施し、課題の解決につなげていく必要がある。次年度以降の事業は、事業評価の結果を踏まえ、適宜改善の上実施していくことが必要となる。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

生活保護法に基づき、次年度以降も継続して事業を実施する必要がある。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	